

吉田町耐震改修促進計画

平成18年3月

吉田町

目 次

1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	— 1
(1)	想定される東海地震の規模、想定される被害の状況	1
(2)	耐震化の現状と目標設定	1
(3)	町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	5
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 6
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(2)	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(3)	地震時の総合的な安全対策	6
(4)	優先的に着手すべき建築物等の設定	6
3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	— 8
(1)	ハザードマップの作成・公表	8
(2)	相談体制の整備・情報の充実	8
(3)	パンフレットの作成とその活用	8
(4)	町内会等との連携	8
4	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	— 9
(1)	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	9
(2)	その他	9

吉田町耐震改修促進計画

吉田町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される東海地震の規模、想定される被害の状況

地震の規模はマグニチュード 8 程度とし、想定される被害は平成 13 年 5 月策定の第 3 次地震被害想定とする。

本町内の人的被害は、表 1-1 のとおりであり、死者数は「予知なし」・「冬の朝 5 時」が一番大きく、52 人で、建物の倒壊による死者は 48 人で大半を占めている。建物被害のうち、地震動と液状化による被害は、大破 1,657 棟、中破 3,320 棟、一部損壊 3,148 棟である。

表 1-1 東海地震被害想定[第三次被害想定 吉田町分 [予知なし・冬の朝 5 時]]

(単位：人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	52 《48》	建物被害	大破	1,657
	重傷者	148 《58》		中破	3,320
	中等傷者	752 《515》		一部損壊	3,148

《 》：うち建物の倒壊による人的被害数

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成 15 年の住宅・土地統計調査によると、本町の住宅の耐震化の状況は表 1-2 のとおり、居住世帯のある住宅約 8 千 3 百戸のうち、耐震性がある住宅は約 6 千 3 百戸で耐震化率は 76.3% である。

東海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を 10 年後（平成 27 年度末）に 90%とすることを目標とする。

表 1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (平成15年住宅・土地統計調査による) (単位:棟)

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) ⑤/④	耐震化率の目 標 (%) (平成 27 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	4,290	1,826	6,116	4,486	73.3	—
		196				
非木造	1,570	581	2,151	1,821	84.7	—
		251				
合計	5,860	2,407	8,267	8,267	76.3	90
		447				

平成 15 年の住宅・土地統計調査によると、平成 11 年から平成 15 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅(持ち家)の戸数は、表 1-3 のとおりであり、昭和 55 年以前に建築された住宅の耐震改修は 5 年間で 410 戸実施され、1 年間の平均は 82 戸である。

また、プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績は、表 1-4 のとおりである。

表 1-3 住宅(持ち家)の耐震改修状況[平成 15 年住宅・土地統計調査] (単位:戸)

区分	総数	うち耐震工事済(H11~H15)
一戸建て(昭和 55 年以前に建築されたもの)	1,860	410

表 1-4 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績 (単位:件)

事業名	~H13	H14	H15	H16	H17	合計
わが家の専門家診断事業(住宅の耐震診断)	80	30	30	25	20	185
既存住宅耐震診断事業(補強計画)	0	1	4	10	12	27
木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修)	0	0	3	5	12	20

イ 特定建築物

特定建築物の実態調査結果によると、表 1-5 のとおり、法第 6 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)の耐震化率は 88%である。

昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 18 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 9 棟で耐震診断実施率は 50.0%である。耐震診断の結果、耐震性無は 9 棟、うち耐震改修実施済みのものは 8 棟、未改修のものは 1 棟である。

東海地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を 10 年後(平成 27 年度末)に 90%とすることを目標とする。

また、表 1-6 のとおり、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を 100%、民間建築物については 90%を目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する。

表 1-5 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位：棟) (平成 18 年 3 月末現在)

法	昭和 56 年 6 月以降の建築物①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (平成 27 年度末)
		うち耐震性有③				
法第 6 条 第 1 号	74	18	92	81	88.0	90
		7				
法第 6 条 第 2 号	48	4	52	50	96.2	
		2				
法第 6 条 第 3 号	6	2	8	6	75.0	
		0				
合計	128	24	152	137	90.1	
		9				

表 1-6 特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位：棟、%) (平成 18 年 3 月末現在)

特定建築物		昭和 56 年 6 月以 降 の 建 築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 ②	建 築 物 数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率* (平成 17 年度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (平成 27 年度末) (%)	
法	用途							
法 第 6 条 第 1 号	災害時の 拠点となる 建築物	県庁、町役所、 町役場、警察 署、消防署、保 育園、小・中学 校、高校、病院、 診療所、老人ホ ーム、老人福祉 センター、体育 館等	14	9	23	21	91.3	100
		公共建築物	14	9	23	21	91.3	100
		民間建築物	0	0	0	0	0	0
	不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食 店、ホテル・旅 館、映画館、遊 技場、美術館、 博物館、銀行等	0	0	0	0	0	0
		公共建築物	0	0	0	0	0	100
		民間建築物	0	0	0	0	0	70
	特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同 住宅に限る）、 寄宿舎、下宿、 事務所、工場等	60	9	69	60	86.9	91
		公共建築物	2	0	2	2	100.0	100
		民間建築物	58	9	67	58	86.5	90
	計		74	18	92	81	88.0	90
		公共建築物	16	9	25	23	92.0	100
		民間建築物	58	9	67	58	86.5	90
同 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供 する建築物		48	4	52	50	96.2	
		公共建築物	0	0	0	0	0	
		民間建築物	48	4	52	50	96.2	
同 3 号	地震によって倒壊した場合 においてその敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の 者の円滑な避難を困難とす る恐れのある 建築物		6	2	8	6	75.0	
		公共建築物	0	0	0	0	0	
		民間建築物	6	2	8	6	75.0	
合計		122	24	152	137	90.1		
	公共建築物	16	9	25	23	92.0		
	民間建築物	106	15	152	114	75.0		

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

(3) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本町では、平成18年8月、町が所有する学校、庁舎等の公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表した。

平成18年8月1日現在、町有建築物の耐震化率は70.0%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり（表1-7）、東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計7棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を図る。（表1-8）

表1-7 町有建築物の耐震性能

（平成18年8月1日現在）

建築物の用途※ ¹	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※ ²				非診断 （解体、用 途廃止等）	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	18棟	3棟	4棟	3棟	2棟	30棟
(2) 多数の者が利用する建築物	13棟	0棟	0棟	2棟	0棟	15棟
(3) 県営住宅	18棟	9棟	5棟	1棟	5棟	38棟
(4) その他の主要な建築物	27棟	1棟	0棟	3棟	13棟	44棟
計	76棟	13棟	9棟	9棟	20棟	127棟
構成割合	59.8%	10.2%	7.1%	7.1%	15.7%	100%
東海地震に対する耐震化率※ ³	70.0%					
(参考) 建築基準法上の耐震化率※ ⁴	77.2%					

※1, 2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたもの

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

表1-8 町有建築物の耐震化の目標

区分	耐震化の目標年度	建築物
(1) 災害時の拠点となる建築物 (2) 多数の者が利用する建築物 (3) 町営住宅等 (4) その他主要な建築物	平成21年度 (平成17年度から5年を目途)	25棟
(1) 上記建築物の付属施設 (小中学校の部室、実習棟など) (2) その他主要な建築物 (特定の者（本町職員）が利用 する建築物)	平成23年度 (平成17年度から7年を目途)	13棟
計		38棟

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

ア プロジェクト「TOUKAI—0」関係事業等

表 2-1 補助制度の概要

(平成 18 年 4 月現在)

区分		【事業名】概要	対象建築物
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 対象建築物の入居者が行う、専門家による無料耐震診断	昭和 56 年 5 月以前
	補強計画	【既存建築物耐震診断事業】 対象建築物の入居者が行う補強計画の策定に対する事業に助成	昭和 56 年 5 月以前
	補強工事	【木造住宅耐震補強助成事業】 対象建築物の所有者が行なう耐震補強工事に対する事業に助成 高齢者のみ世帯等には割増助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に (0.3 ポイント以上向上)
建築物等	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】 対象建築物の所有者が行なう耐震診断に対する事業に助成	昭和 56 年 5 月以前
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 ブロック塀の撤去に対する事業に助成	危険なブロック塀
	改善	【ブロック塀等改善事業】 緊急避難路沿いブロック塀の改善に対する事業に助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 災害危険区域内の危険住宅の入居者が行なう移転等に要する費用を補助	災害危険区域内等の危険住宅

(3) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため、町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会）及び平成 18 年度策定する(仮称)「被災建物の復旧マニュアル」に基づき家屋の応急復旧を行う。

(4) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物。

- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等
- ・ 木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・ 地震対策推進条例第 15 条第 4 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・ 木造住宅が密集している（例えば、木造住宅密度 30 棟/ha 以上となる）地区

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

町では、県が行っている東海地震又は神奈川県西部地震の被害想定結果やハザードマップ参考に土砂災害、洪水ハザードマップを作成し、広報などにより普及に努める。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本町では、都市建設課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は県土木事務所、家具の固定については総務課防災担当、契約や金銭上のトラブルについての相談は産業課と連携をとって対応する。

さらに、インターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するためにホームページを公開し、一般の住民にもわかりやすく解説していく。

(3) パンフレットの作成とその活用

本町では、県が作成している耐震改修の啓発のチラシ等の全戸配布を行っているほか、県が一般向けに耐震補強の流れを説明した「耐震補強で補助金が受けられます」、耐震診断を実施した方向けの「耐震補強のすすめ」、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを利用し、建築士会と連携して、小山城まつり等のイベントにおいて、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について町民への普及啓発を図っている。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町内には、4つの自主防災組織があり、町と連携した活動を継続的に行っている。

町は、自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など必要な支援を行っていく。

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

(社) 静岡県建築士会、(社) 静岡県建築設計事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県木造住宅耐震化推進協議会が平成 15 年に設立され、積極的に木造住宅の耐震化を推進している。協議会の事業は以下のとおりである。

- ・ 木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・ 木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・ 耐震関連業務の受託
- ・ ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・ 震後の被災建築物の復旧・復興活動

今後とも、協議会や県と協働して、町民への働きかけや相談業務などを実施するとともに、町レベルでの組織化を促す。

(2) その他

本計画は、原則 5 年ごとに検証する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。